# Lascom Now wews Now <br> 地域猜星通有ネットワータッニュース 1999－2，No． 

$\square$ 通信ネットワークに関するアンケート調査
$\square$ 新しい機構東京局が新しい都道府県会館に
$\square$ スーパーバードB号後継機
$\square$ 衛星通信の基礎知識
一地球局設備（送信系）について—
$\square$ 統計資料

## 通信ネットワークに関するアンケート調査調査研究委員会で実施

昨年 8 月，自治省消防庁の委託により，当機構が事務局となって「衛星通信システムに よる次世代防災•行政情報通信ネットワークについての調査研究委員会」が設置されたこ とは前号でお知らせしたとおりです。今回はその後の調査研究委員会の活動及びアンケー トの調査結果の概要等について報告します。

## アンケート調査の実施

昨年10月，調査研究委員会の討議に基づい て各都道府県の担当課あてに，ネットワーク の現状把握を中心にアンケートによる調査を行いました。

調査項目が多岐に渡ったせいか，回答，集計に若干てまどりましたが，各都道府県の担当の方々の熱心な御協力により，とりまとめ ることができました。この紙面を借りて厚く御礼申し上げます。

去る1月29日に第3回の幹事会を開催し， とりまとめの結果について報告し，討議が行 われました。これらの結果を踏まえて，今年度中に報告書を作成する予定です。

以下，アンケートの調査結果の概要につい てお知らせいたします。

## アンケート結果の概要

## ネットワークの構成

アンケートではまず各都道府県の通信ネッ トワークの構成について，地上系を含めて調査しました。現在，衛星系は本年度中に整備 が完了する団体を含め，36都道府県，地上系 は45都道府県が設置しています。以下，都道府県を「団体」と略称します。なお，衛星系 については現在 4 団体がネットワークを整備


中であり， 5 団体が設計に着手しております。
また，衛星系及び地上系両系の局種別ごと。 の局数，地上系については使用回線の種別 （マイクロ，単一等）についても調査しました。 この結果，各団体ごとの両系の関係のタイプ別の分類が可能になりました。

## 利用状況

利用状況については，まず利用の利便の前提となる庁内交換機との接続状況を調査し，衛星系については，全ての都道府県庁局で接続していることがわかりました。また，通信量を記録するシステムの有無について調査し ました。

そのほか，個別通信については電話の利用頻度，回線品質等について調査し，また，一斉指令回線，パケットデータ回線，デジタル準動画，車載局等の利用状況についても可能 な限り把握するように努めました。

## 運用保守体制

ネットワークの運用保守を担当する課は， 41団体が消防防災課で，そのほかは管財課が 3 団体，通信管理課が 2 団体等となっていま す。担当する職員数は，兼務も含んで 1 団体平均 6 人です。

市町村等に設置されているV S A T の保守点検については，全団体が現地に業者を派遣 して実施しており，その回数は，年1回と 2回がほぼ⿻丷⿻二丨刂数ずつに分かれました。その他，都道府県庁局におけるネットワークの監視項目，地球局の機器障害の対応施策についても調査しました。

## 将来構想等

ネットワークの将来構想等については，意見，感想を文章で記述していただきました。 これを項目別にとりまとめると10項目ほどに なりますが，特に多数を占めたのは「より高速なデータ伝送を可能となるようにすべきで

ある」，「アナログ映像のデジタル化を検討す べきである」という意見です。

これらの問題は，当ネットワークが都道府県単位で構築されており，開設時期，担当企業が異なること，局数が多く，全国にわたる大規模なシステムであることなどのため，検討すべき事項が多いと考えられます。しかし，技術の進展に対応してゆくためにも，各地方公共団体初め，関係機関とともに，実現に向 けて鋭意検討しなければならない問題である と考えております。

なお，現ネットワークの基本的なシステム については，現行のままでよいとした回答が，回答があった団体（10団体）の大部分を占め ました。

## アナログ映像関係

アナログ映像関係については，視聴の利便 の前提である回線のTV共聴設備への接続状況について調査し，都道府県庁局においては，大部分の団体が接続していることがわかりま した。

ビデオ映像の平成9年度における送信状況 について，その作成主体別に調査しました。都道府県作成のビデオ送信が大部分でしたが，管内市町村，公益団体，地元TV局作成のビ デオを送信した事例も延べ15団体で29件あり ました。
各都道府県における送信映像の視聴状況に ついては，正確な調査は困難であることが予測されたので，日常業務のなかで推察される程度の回答をお願いしました。多くの団体か ら，情報化，防災•災害，中央省庁の施策説明等はそれぞれ関連する部課において視聴を しているとの回答がありました。また，執務時間中にTVを見ることについて抵抗があり全般的に視聴は難しいとの回答があった一方 で，他部課からの依頼により，あるいは映像担当課の判断で必要な映像を録画する場合が あると回答した団体が比較的多くありました。

## 新しい機構東京局が新しい都道府県会館に



現在，新しい都道府県会館の建設工事 が施工中であり，近 く完成の予定です。 これに合わせて，当機構の東京局も新設 の都道府県会館内に移設することとして，工事を行ってきましたが，近く完成し，運用開始の予定です。

現在の東京局は，東京消防庁に設置されて いるため，各都道府県事務所と東京局との間 をNTT専用線でつないでおり，そのために各事務所では回線が 1 回線しか使用できず， またアナログ画像の受信もできない状態でした。

新しい東京局では，個別通信20回線が都道府県会館の交換機に接続されるため，同会館内の全ての事務所で，これらの回線が共用で きるようになるため，効率的な通信が可能と なります。

また，アナログ画像の受信設備を会館のT V 共聴設備に接続することにより，各東京事務所でアナログ画像の受信ができるようにな ります。

新しい東京局の免許は，2月9日付で交付 されており，運用は 3 月上旬の各府県東京事務所の移転に合わせて，開始する予定です。

## スーパーバードB号後継機一平成12年前半に打上の予定一

宇宙通信（株）では，当ネットワークが使用 する通信衛星スーパーバードB号機の後継機 を平成12年前半に打上げる予定である旨を公表しました。

このため，昨年11月に開催された全国衛星通信担当者会議において，同社の担当者より打上げのスケジュール，移行手順等の概要に ついて説明をお願いしました。

これによれば，中継器の構成は現B号機と同じであること，打上げ後は軌道上で衛星の テストがあり，それに要する期間が約 3 か月 であること，その後に中継器の切替を 1 個ず つ順に行い，この作業が完了するまでに，同 じく3 か月程度かかる見込であるとのこと です。

ネットワークに対する影響については，切替えの際には30分程度の回線断があること， またビーコンレシーバーを備えている地球局 は，周波数を変更する必要があること等が判明しています。

なお，今後，衛星移行に関する詳しい情報，対応措置等については，当機構より適時お知 らせする予定です。

## 2000年問題

コンピューター 2 0 0 0 年問題が世界中の話題になっていますが，当機構のシステムに ついても，若干のソフト改修作業が必要であ ることが，2年ほど前の調査で判明しており ました。
修整が必要な個所は，D AMA制御装置の ファイルサーバ及びBISE等の情報処理系

部分，課金装置等です。現在，テストを行う等改修作業を進めており，今年3月中には終了する予定です。

なお，2000年問題とは別に，ネットワー クの地球局数，回線数の増加に対処するため， D A M A 装置の一部を改修する必要が生じた ので，このための工事を行い，昨年秋に終了 しております。

## 衛星通信の基硙知識

## 地球局設備（送信系）について

前号では通信衛星の構造や機能について説明しました。そこで，今回は地球局の基本的な機器構成やその機能等について電話の場合を例にして説明します。地球局の機器は送信系と受信系に大別されますが，スペースの関係で今回は送信系について説明し，受信系について は次回でとりあげることとします。

## 電話機から変調器（MOD）まで

図は，地球局の主たる機器の配列を示し，上半分が送信系，下半分が受信系です。都道府県庁局クラスと市町村等のVSAT局とで はその規模が異なるだけで，基本的な構成は同じです。

電話機で発生した信号は，図の矢印の順に各種の機器を通り，最後にアンテナから所定 の強さ（レベル）と周波数となって，衛星に向かって送り出されます。受信はアンテナか ら電話機へと逆の経路をたどります。以下，図にそって送信系について説明します。

私達の音声は空気の振動（音波）であり， その音波は，電話機において電気信号に変換 されます。この段階での波形は音波と相似の アナログ波であり，周波数は概ね $300 \mathrm{Hzか}$ ら 3.4 KHz までの範囲です。

このアナログ波の電気信号は交換機を経由 して変調器に入ると，デジタル信号に変換さ れ，周波数は 140 MHz となります。これを変調といいます。変調器の英語名はModulator

であり，MODと略記します。この段階での信号の強さ（レベル）は 1 回線当り -10 dBm （ 1 万分の 1 W ）程度です。なお，「 dBm はデービーエムと読み，この場合の「m」は mW （ミリワット）すなわち千分の 1 W を意味します。

## 送信周波数変換器（U／C）

送信周波数変換器（Up Converter）はU／C と略記され，俗に「アップコン」と呼ばれま す。U／Cでは変調器から送られてきた信号 の周波数（140MHz）を，最終的にアンテナ から出て行く電波の周波数である14GHzに変換します。

信号の強さは，途中のケーブル（銅線）や付属する機器を通るため，変調器からU／C に到達するまでの間に，県庁局のような回線数の多い局では 25 dB 程度減衰し，-35 dBm ほどのレベルとなります。U／Cではこれを約 10 dB 増幅し，-25 dBm 程度にします。

## 高電力増幅器（HPA）

高電力増幅器の英語名は，High Power Amplifierで，HPAと略記 されます。 $\mathrm{U} / \mathrm{C}$ から -25 dBm の レベルで出た信号は，再びケーブ ル等を通るため減衰し，H P A に届いたときには一 33 dBm 程度に なっています。HPAの機能はこ

のレベルを 22 dBm すなわち -8 dBW まで増幅することです。

ところで，これまで述べてきたレベルは1回線当りの数値ですが，回線数が多くなれば， その回線全体のレベルを維持するに足る電力 が必要です。さらに一斉指令回線，静止画像， パケット伝送あるいはUPC機能を維持する ための電力もプラスしなければなりません。通常，都道府県庁局クラスで最大で 40 W 程度，市町村局等のV S A T ではチャンネル数 が少ないので 0.8 W 程度の電力が必要です。

このため，都道府県庁局のHPAには進行波管（TWT）が使用されます。このTWT とは真空管であり，電波の特性から 40 W が必要電力である場合は，最大 200 W 出力可能なTWTが必要です。また，T W T の寿命 は，機器によって差はありますが，平均 1 年半程度であるため，定期的に交換しなければ なりません。一方，V S A T の H P A は出力 が小さいためトランジスタが使用され，寿命 は半永久的です。

H P Aとアンテナの間は導波管によって連結されています。導波管とは中が空洞の銅製 の管です。電話機から H P A までは，信号は電気（電流）を銅線（ケーブル）に通して送 られましたが，H P Aからは電流を電波に変換して導波管で送られます。これによってレ ベルの減衰は少なくなりますが，それでも途中の付属機器を通るため 1 回線当り約 6 dB 程度の減衰があります。

U／C及びH P A は，通常アンテナの近く にシェルターと称する構築物を設置し，その中に収容します。これ は，GHz帯の周波数は特に減衰の程度が大き いので，できる限りこ れらの機器とアンテナ との距離を短くして減裹を防ぐためです。


## アンテナ

アンテナは送信受信共用です。送信と受信 では周波数が異なるので混信することはあり ません。当ネットワークでは，送信周波数は 14 GHz ，受信周波数は 12 GHz です。
H P A から出た電波がアンテナに到達した ときの強さ（レベル）は，1回線当り -14 dBW です。このレベルを大きく増幅して，約 4 万km かなたの宇宙にある衛星にまで，電波を届か せるのがアンテナの役目です。

写真でみるように，アンテナの中央から角 のように出ている棒状の部分は，ホーン（角） と呼ばれます。導波管からホーンに導かれた電波は，ホーンの先端から，その先にある副反射鏡と呼ばれる小さな球面に向けて放射さ れます。副反射鏡で反射した電波は，大きな皿状のアンテナ面（主反射鏡）に向かい，こ こでもう一度反射して，衛星方向に送り出さ れます。

衛星通信用のアンテナは，パラボラアンテ ナと呼ばれます。パラボラとは放物線のこと です。この放物線の底を中心にして，360度回転させてできたのが主反射鏡です。放物線には焦点があり，副反射鏡はこの焦点に位置します。この焦点から出た電波が，主反射鏡の放物面に当たって反射すると，すべての電波が一方向に向かって，平行線となって進 みます。パラボラアンテナはこの放物線の性質を利用して，電波を衛星方向にのみ集中し て送り出します。
（次ページへ $\rightarrow$ ）


アンテナによって電波のレベルが増強され る度合いをアンテナ利得と言います。県庁局 クラスの直径 4.5 m のアンテナ利得は， 54 dB （約 25 万倍）と計算されています。HPAか らの電波は－14dBWですので，アンテナか ら出る電波のレベルは 40 dBW （ $-14 \mathrm{dBW}+$ 54 dB ）となります。なお，V S A T 局の直

径 1.8 m のアンテナ利得は， 46 dB （約 4 万倍）です。利得は，アンテナ直径が大きくな るほど増大します。

アンテナから送信される電波の強さを示す数値を，EIRP（等価等方輻射電力）とい い，H P A からの送信電力とアンテナ利得の積で，単位はdBWで表されます。

## 平成10年度地域づくり関連自治大臣表彰式

平成 10 年度地域づくり関連自治大臣表彰式が，1月12日，東京都千代田区麹町会館に おいて西田自治大臣をはじめ関係者約 1 5 0名が出席して行われ，その模様が録画により 1月18日，当ネットワークで映像送信されま した。
今年度は「潤いと活力のあるまちづくり」「世界に開かれたまち」「優良情報化団体」「地域づくり団体」等 5 部門において，地方公共団体で 4 8，地域づくり団体で 15 の団体が表彰されました。


## 中国•四国ふるさと <br> リレーネットワーク

昨年10月26日から10月29日まで，「中国•四国ふるさとリレーネットワーク」と題して， 8 番組が延べ 5 時間近くにわたってシリーズ として，映像送信されました。

この企画は，中国及び四国ブロックの 8 県 （鳥取県，島根県，岡山県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県及び高知県）が作成した，地域の歴史や文化などを紹介する映像を，集中的に送信するものです。

山口県情報システム課が中心になって，送信日時等の調整を行っており，平成 7 年度か ら実施されております。

## 全国介護保険担当課長会議

1月27日開催された厚生省の全国介護保険担当課長会議の模様が，2月4日録画により送信されました。

この会議は，厚生省が一昨年から 3 ヶ月に 1 回程度，都道府県，指定都市及び中核市の担当課長を集めて，施行前に準備すべき事項等について説明するため開催しております。同省では介護保険制度の実施主体である全国 の市町村等にも周知するため，昨年11月に引 き続いて，当ネットワークから会議の模様を送信したものです。

## 個別通信の利用状況

| 都道府県名 | 発呼数 (件) | 通信時間 <br> （時間：分） | 都道府県名 | 発呼数 <br> （件） | 通信時間 <br> （時間：分） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 北 海 道 | 239，146 | 10976：12 | 大 阪 府 | 1，778 | 55：52 |
| 青 森 県 | 41，460 | 642：39 | 兵 庫 県 | 117，797 | 4142：02 |
| 岩 手 県 | 59，386 | 2658：55 | 島 根 県 | 3，956 | 143：33 |
| 福 島 県 | 184，457 | 10508：39 | 岡 山 県 | 93，892 | 1789：59 |
| 埼玉県 | 903 | 61：45 | 広 島 県 | 46，159 | 1208：13 |
| 千 葉 県 | 17，574 | 560：55 | 山口県 | 33，725 | 3092：36 |
| 東 京 都 | 1，746 | 36：06 | 徳 島 県 | 37，731 | 1394：05 |
| 神 奈川県 | 339 | 9：16 | 香 川 県 | 5，395 | 169：02 |
| 新 潟 県 | 57，141 | 1010：34 | 愛 媛 県 | 27，537 | 855：03 |
| 富 山 県 | 38，984 | 1737：39 | 高 知 県 | 26，514 | 1015：36 |
| 石川 県 | 34，705 | 805：05 | 福 岡 県 | 8，412 | 251：29 |
| 福 井 県 | 25，415 | 818：51 | 佐 賀 県 | 21，670 | 548：56 |
| 山梨 県 | 8，550 | 269：43 | 長 崎 県 | 43，015 | 1626：00 |
| 長 野 県 | 3，469 | 99：57 | 熊 本 県 | 670，692 | 29516：18 |
| 岐 阜 県 | 7，288 | 162：56 | 大 分 県 | 95，367 | 1509：15 |
| 静 岡 県 | 25，325 | 659：14 | 宮 崎 県 | 4，466 | 116：32 |
| 愛 知 県 | 12，646 | 767：51 | 鹿児島県 | 67，257 | 1900：38 |
| 三 重 県 | 13，264 | 267：19 | そ の 他 | 19，924 | 867：10 |
| 滋 賀 県 | 9，520 | 190：48 | 合 計 | 2，106，605 | 82446：43 |

## －アナログ映像の送信状況

| 月 | 区分 |  | 件数 （件） | 送信時間 （時間：分） | 月 |  | 区分 | 件数 （件） | 送信時間 （時間：分） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 4月 | $\begin{aligned} & \text { 自 } \\ & \text { 体 } \end{aligned}$ | 中 継 | 8 | 7：45 | 10月 | 自 | 中 継 | 10 | 11：30 |
|  |  | ビデオ | 2 | 1：00 |  |  | ビデオ | 32 | 22：45 |
|  |  | 訓 練 | 5 | 3：00 |  |  | 訓 練 | 6 | 2：15 |
|  | 機 構 |  | 18 | 14：30 |  |  | 構 | 3 | 11：45 |
|  |  | ＋ | 33 | 26：15 |  |  | 計 | 51 | 48：15 |
| 5月 | $\begin{aligned} & \text { 自 } \\ & \text { 偞 } \end{aligned}$ | 中 継 | 4 | 6：30 | 11月 | $\begin{aligned} & \text { 自 } \\ & \text { 偞 } \end{aligned}$ | 中 継 | 7 | 10：15 |
|  |  | ビデオ | 4 | 2：00 |  |  | ビデオ | 22 | 16：30 |
|  |  | 訓 練 | 13 | 10：00 |  |  | 訓 練 | 8 | 3：15 |
|  | 機 構 |  | 21 | 17：45 |  |  | 構 | 5 | 26：15 |
|  |  | ＋ | 42 | 36：15 |  |  | 計 | 42 | 56：15 |
| 6月 | $\begin{aligned} & \hline \text { 自 } \\ & \text { 治 } \\ & \hline \end{aligned}$ | 中 継 | 11 | 11：00 | 12月 | 眙 | 中 継 | 1 | 0：30 |
|  |  | ビデオ | 1 | 0：30 |  |  | ビデオ | 30 | 26：15 |
|  |  | 訓 練 | 6 | 2：15 |  |  | 訓 練 | 11 | 4：00 |
|  | 機 構 |  | 19 | 15：15 |  |  | 構 | 2 | 6：45 |
|  |  | ＋ | 37 | 29：00 |  |  | 計 | 44 | 37：30 |
| 7月 | $\begin{aligned} & \text { 自 } \\ & \text { 偞 } \end{aligned}$ | 中 継 | 1 | 1：30 | 1月 | $\begin{aligned} & \text { 自 } \\ & \text { 体 } \end{aligned}$ | 中 継 | 9 | 13：00 |
|  |  | ビデオ | 16 | 8：45 |  |  | ビデオ | 21 | 13：15 |
|  |  | 訓 練 | 12 | 4：45 |  |  | 訓 練 | 7 | 2：45 |
|  |  | 機 構 | 10 | 5：30 |  |  | 構 | 3 | 7：00 |
|  |  | ＋ | 39 | 20：30 |  |  | 計 | 40 | 36：00 |
| 8月 | $\begin{aligned} & \hline \text { 自 } \\ & \text { 治 } \\ & \hline \text { 俗 } \end{aligned}$ | 中 継 | 7 | 7：45 | 合計 | $\begin{aligned} & \text { 自 } \\ & \text { 体 } \end{aligned}$ | 中 継 | 72 | 87：00 |
|  |  | ビデオ | 27 | 17：00 |  |  | ビデオ | 184 | 130：30 |
|  |  | 訓 練 | 14 | 6：30 |  |  | 訓 練 | 89 | 41：15 |
|  | 機 構 |  | 2 | 5：30 |  |  | 構 | 86 | 119：15 |
|  |  | ＋ | 50 | 36：45 |  |  | 計 | 431 | 378：00 |
| 9月 | $\begin{aligned} & \text { 自 } \\ & \text { 治 } \end{aligned}$ | 中 継 | 14 | 17：15 | （参考） <br> 平成 9 年4月～ <br> 平成10年1月 | $\begin{aligned} & \hline \text { 自 } \\ & \text { 体 } \end{aligned}$ | 中 継 | 90 | 190：45 |
|  |  | ビデオ | 29 | 22：30 |  |  | ビデオ | 149 | 102：45 |
|  |  | 訓 練 | 7 | 2：30 |  |  | 訓 練 | 95 | 49：00 |
|  | ${ }_{\text {機 }}^{\text {計 }}$ |  | 3 | 9：00 |  |  | 構 | 76 | 107：45 |
|  |  |  | 53 | 51：15 |  |  | 計 | 410 | 450：15 |

地 球 局 の状 況
平成11年1月31日現在

| 都道府県名 | 県庁局 |  | 支部局 |  | 市町村局 |  | 消防局 |  | ．その他局 |  | 車載局 |  |  |  | 内VSAT <br> 局数 | 県庁局免許年月日 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 局数 | CH数 | 局数 | $\mathrm{CH}^{\text {数 }}$ | 局数 | CH数 | 局数 | CH 数 | 局数 | CH数 | 局数 | CH 数 | 局数 | CH数 |  |  |
| 北海道 | 1 | 48 | 73 | 157 | 212 | 212 | 1 | 5 | 2 | 4 | 1 | 4 | 290 | 430 | 273 | 平成7年11月28日 |
| 青 森 県 | 1 | 48 | 27 | 96 | 67 | 69 | 16 | 16 | 11 | 11 | 1 | 6 | 123 | 246 | 115 | 4．5． 14 |
| 岩手県 | 1 | 35 | 47 | 47 | 59 | 59 | 14 | 14 | 3 | 3 | 1 | 5 | 125 | 163 | 123 | 4．3． 25 |
| 宮 城 県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 |  |
| 秋田県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 |  |
| 福島県 | 1 | 37 | 10 | 49 | 90 | 198 | 12 | 12 | 2 | 3 | 0 | 0 | 115 | 299 | 112 | 8．12． 20 |
| 茨城県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 |  |
| 根木県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 |  |
| 埼玉県 | 1 | 14 | 1 | 3 | 0 | 0 | 1 | 5 | 3 | 9 | 0 | 0 | 6 | 31 | 4 | 7．3． 30 |
| 千葉県 | 1 | 30 | 59 | 60 | 80 | 80 | 28 | 32 | 63 | 66 | 1 | 4 | 232 | 272 | 229 | 4．8． 4 |
| 東 京 都 | 1 | 20 | 1 | 5 | 3 | 6 | 1 | 7 | 6 | 12 | 1 | 4 | 13 | 54 | 10 | 3．11． 1 |
| 神奈川県 | （1） | （2） | 0 | 0 | 1 | 10 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 17 | 1 | （8．4．12） |
| 新潟県 | 1 | 24 | 24 | 29 | 112 | 112 | 33 | 37 | 7 | 7 | 0 | 0 | 177 | 209 | 172 | 8．2． 8 |
| 富山県 | 1 | 19 | 32 | 102 | 35 | 44 | 20 | 24 | 0 | 0 | 1 | 3 | 89 | 192 | 77 | 3．11． 28 |
| 石川 県 | 1 | 20 | 23 | 42 | 41 | 44 | 8 | 8 | 3 | 6 | 1 | 3 | 77 | 123 | 75 | 4．4． 24 |
| 福井県 | 1 | 20 | 19 | 19 | 35 | 35 | 12 | 12 | 16 | 17 | 1 | 4 | 84 | 107 | 82 | 8．8． 27 |
| 山梨県 | 1 | 30 | 24 | 31 | 64 | 64 | 10 | 10 | 3 | 5 | 0 | 0 | 102 | 140 | 101 | 6．10． 27 |
| 長野県 | 1 | 6 | 7 | 27 | 46 | 46 | 5 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 59 | 88 | 57 | 7．3． 15 |
| 岐阜県 | 1 | 20 | 23 | 42 | 98 | 103 | 19 | 20 | 0 | 0 | 1 | 1 | 142 | 186 | 139 | 7．2． 28 |
| 静 岡 県 | 1 | 40 | 42 | 180 | 74 | 146 | 29 | 39 | 40 | 56 | 1 | 4 | 187 | 465 | 171 | 8．5． 23 |
| 愛知県 | 1 | 49 | 3 | 36 | 0 | 0 | 1 | 5 | 6 | 11 | 1 | 3 | 12 | 104 | 6 | 9．2． 25 |
| 三重県 | 1 | 24 | 24 | 66 | 69 | 69 | 16 | 16 | 37 | 37 | 0 | 0 | 147 | 212 | 145 | 6．1． 25 |
| 滋賀県 | 1 | 20 | 21 | 35 | 50 | 51 | 10 | 10 | 4 | 4 | 1 | 3 | 87 | 123 | 85 | 8．3． 13 |
| 京都府 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 0 |  |
| 大阪 府 | 1 | 20 | 7 | 14 | 0 | 0 | 2 | 10 | 4 | 4 | 1 | 3 | 15 | 51 | 11 | 9．4． 11 |
| 兵庫県 | 1 | 25 | 36 | 121 | 91 | 121 | 26 | 30 | 11 | 12 | 1 | 4 | 166 | 313 | 157 | 3．12． 17 |
| 島根県 | 1 | 15 | 33 | 44 | 56 | 58 | 9 | 14 | 28 | 29 | 0 | 0 | 127 | 160 | 125 | 10．7． 7 |
| 岡山県 | 1 | 20 | 8 | 8 | 77 | 80 | 12 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 98 | 125 | 96 | 5．4． 13 |
| 広島県 | 1 | 30 | 3 | 3 | 86 | 94 | 16 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 106 | 143 | 104 | 6．3． 28 |
| 山口県 | 1 | 24 | 22 | 42 | 56 | 118 | 0 | 0 | 6 | 6 | 0 | 0 | 85 | 190 | 83 | 4．9． 2 |
| 徳島 県 | 1 | 20 | 0 | 0 | 50 | 50 | 0 | 0 | 3 | 8 | 0 | 0 | 54 | 78 | 53 | 8．9． 19 |
| 香川県 | 1 | 24 | 36 | 64 | 43 | 43 | 11 | 15 | 8 | 8 | 1 | 2 | 100 | 156 | 97 | 5．12． 21 |
| 愛媛県 | 1 | 20 | 12 | 29 | 70 | 70 | 15 | 19 | 2 | 2 | 1 | 3 | 101 | 143 | 98 | 10．3． 31 |
| 高知県 | 1 | 20 | 4 | 4 | 53 | 53 | 1 | 5 | 1 | 2 | 0 | 0 | 60 | 84 | 58 | 5．3． 26 |
| 福 岡県 | 1 | 20 | 1 | 1 | 88 | 91 | 21 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | 111 | 145 | 108 | 10．9． 11 |
| 佐賀県 | 1 | 30 | 11 | 11 | 49 | 49 | 10 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 71 | 104 | 69 | 4．4． 27 |
| 長崎県 | 1 | 20 | 10 | 30 | 79 | 79 | 11 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 101 | 144 | 99 | 5．2． 10 |
| 熊本県 | 1 | 20 | 13 | 13 | 94 | 94 | 16 | 20 | 2 | 2 | 0 | 0 | 126 | 149 | 124 | 6．2． 25 |
| 大 分 県 | 1 | 30 | 7 | 8 | 58 | 58 | 15 | 19 | 3 | 5 | 1 | 4 | 85 | 124 | 82 | 5．12． 17 |
| 宮 崎 県 | 1 | 20 | 7 | 14 | 44 | 53 | 9 | 13 | 3 | 6 | 0 | 0 | 64 | 106 | 61 | 9．3． 19 |
| 鹿児島県 | 1 | 20 | 0 | 0 | 96 | 96 | 1 | 5 | 1 | 2 | 0 | 0 | 99 | 123 | 97 | 4．5． 27 |
| 合 計 | $\begin{aligned} & 35 \\ & (1) \end{aligned}$ | $\begin{array}{r} 882 \\ (2) \end{array}$ | 670 | 1432 | 2226 | 2555 | 417 | 556 | 278 | 337 | 17 | 60 | 3644 | 5824 | 3499 |  |

注）神奈川県庁局は，VSAT局であり，かっこ書きで示した。県庁局合計欄のかっこ内の数字は外書である。
編集•発行
財団法人 自治体衛星通信機構
LOCAL AUTHORITIES SATELLITE COMMUNICATIONS
〒105－0001 東京都港区虎の門5－12－1 虎の門ワイコービル7F
N T T ：TEL 03 （3434） 7348 FAX 03 （3434） 7349
衛 星：TEL 048 （300） 100 FAX 048 （300） 101
本誌は，財団法人日本宝くじ協会の助成を受けて作成されたものです。

